

平成27年 特許法等の改正情報

2016年2月1日
Rita特許事務所
野中 剛

1.1 職務発明制度

職務発明は、法人帰属が原則

- ・従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、**その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する(特35条③)**

「職務発明については、その発明が完成した時に、会社が発明者から特許を受ける権利を取得する。」という規程で十分
相当な利益に対する従業者等との話し合いの有無は関係しない

平成27年 改正情報
1.2 職務発明制度

従業者等は、相当の利益を受ける権利取得
(改正前は、“相当の対価”)

- ・従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第34条の2②の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、**相当の金銭その他の経済上の利益(相当の利益)**を受ける権利を有する(特35条④)

1.3 職務発明制度

法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続の ガイドライン策定を法定化

- ・経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、特35条⑤の規定により考慮すべき状況に関する事項についての指針を定め、これを公表するものとする(特35条⑥)

2.1 出願人・権利者の救済措置

期間延長の請求

- ・特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる(特5条①)
 - ・特5条①の規定による期間の延長(経済産業省令で定める期間に係るものに限る。)は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる(特5条③)
- ★例えば、意見書を提出するための期間(指定期間)が過ぎた後でも、省令で定める期間内に、手数料の納付とともに期間延長請求書の提出があれば、意見書の提出が可能となる。

2.2 出願人・権利者の救済措置

翻訳文提出期間経過時の救済

- ・特許庁長官は、特36条の2②本文に規定する期間(同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間内に同項に規定する期間)内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の**翻訳文の提出がなかったときは、外国語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない**(特36条の2③)
- ・特36条の2③の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特36条の2②に規定する外国語書面及び外国語要約書面の**翻訳文**を特許庁長官に**提出することができる**(特36条の2④)

2.3 出願人・権利者の救済措置

優先権証明書提出期間経過時の救済

- ・特許庁長官は、特43条②に規定する期間内に同項に規定する書類又は特43条⑤に規定する書面の提出がなかったときは、特43条①の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない(特43条⑥)
- ・特43条⑥の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特43条②に規定する書類又は特43条⑤に規定する書面を特許庁長官に提出することができる(特43条⑦)

2.4 出願人・権利者の救済措置

特許管理人選任期間経過時の救済

- ・特許庁長官は、特184条の11②に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかったときは、特184条の11①に規定する者に対し、その旨を通知しなければならない(特184条の11③)
- ・特184条の11③の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる(特184条の11④)

2.5 出願人・権利者の救済措置

出願時の特例に関する

証明書提出期間経過時の救済

- ・ 証明書を提出する者が商9条2項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる（商9条③）

3.1 特許料/商標登録料の改正

特許料引き下げ(特107条)

	平成27年改正後	改正前
第1年 ～第3年	2,100円 + 200円 × 請求項数	2,300円 + 200円 × 請求項数
第4年 ～第6年	6,400円 + 500円 × 請求項数	7,000円 + 500円 × 請求項数
第7年 ～第9年	19,300円 + 1,500円 × 請求項数	21,400円 + 1,500円 × 請求項数
第10年 以降	55,400円 + 4,300円 × 請求項数	61,600円 + 4,800円 × 請求項数

2016年4月1日施行

平成27年 改正情報

3.2 特許料/商標登録料の改正

商標登録料/更新料引き下げ(商40条)

	平成27年改正後	改正前
商標 登録料	28,200円 × 区分数	37,600円 × 区分数
更新 登録料	38,800円 × 区分数	48,500円 × 区分数

2016年4月1日施行

平成27年 改正情報

3.3 特許料/商標登録料の改正

国際出願調査手数料改正（国願法18条②）

改正後

特許庁が国際調査をする 国際出願をする者	イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合	14.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
	ロ 明細書及び請求の範囲が第3条第1項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	22.1万円	
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者		1.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
国際予備審査の請求をする者	イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合	4.8万円	条約第31条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
	ロ 明細書及び請求の範囲が第3条第1項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	7.7万円	

改正前

特許庁が国際調査をする国際出願をする者	11万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	1.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
国際予備審査の請求をする者	3.6万円	条約第31条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

4.1 特許出願の日 新設

特許出願の日の認定制度新設

・特許庁長官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない(特38条の2①)

1号 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

2号 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

3号 明細書が添付されていないとき。

補完命令・手続補完書提出・

特許出願は、**手続補完書提出したときと擬制**

4.2.1 特許出願の日 新設

先の特許出願の参照制度新設

- ・特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、特36条②の規定にかかわらず、**願書に明細書及び必要な図面を添付することなく**、その者がした特許出願(外国においてしたものを含む。「先の特許出願」)を参照すべき旨を主張する方法により、**特許出願をすることができる**。ただし、その特許出願が特38条の2①1号または2号に該当する場合は、この限りでない(特38条の3①)
- ・特38条の3②に規定する方法により特許出願をしようとする者は、**その旨及び先の特許出願に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない**(特38条の3②)

4.2.2 特許出願の日 新設

先の特許出願の参照制度新設

- ・特38条の3①に規定する方法により特許出願をした者は、経済産業省令で定める期間内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに同項に規定する方法における主張に係る先の特許出願に関し経済産業省令で定める書類を提出しなければならない(特38条の3③)
- ・特38条の3③の規定により提出された明細書及び図面に記載した事項が、特38条の3①に規定する方法における主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であって明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの)に記載した事項の範囲内でない場合は、その特許出願は、特38条の2①の規定にかかわらず、特38条の3③の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす(特38条の3④)

4.3.1 特許出願の日 新設

明細書等の一部が欠けている場合の救済

- ・特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている**明細書又は図面**（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を特36条の2①の経済産業省令で定める外国語で記載した書面又は必要な図面でこれに含まれる説明を同項の経済産業省令で定める外国語で記載したもの）について、**その一部の記載が欠けていることを発見したときは**、その旨を特許出願人に**通知しなければならない**（特38条の4①）
- ・特38条の4①の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書又は図面について**補完をすることができる**（特38条の4②）
- ・特38条の4②の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面（**明細書等補完書**）を提出しなければならない（特38条の4③）

4.3.2 特許出願の日 新設

明細書等の一部が欠けている場合の救済

- ・特38条の4①の規定による通知を受けた者が特38条の4②に規定する期間内にその補完をしたときは、**その特許出願は、特38条の2①又は⑥の規定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす**（特38条の4④前段）
- ・ただし、その補完が特41条①の規定による優先権の主張又は特43条①、特43条の2①（特43条の3③において準用する場合を含む）若しくは、特43条の3①若しくは②の規定による**優先権の主張を伴う特許出願に係るもの**であって、かつ、特38条の4③の規定により提出した**明細書等補完書に記載した内容が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない**（特38条の4④後段）

欠けている部分が優先権基礎に含まれているときは、欠けた出願をした日が特許出願の日となる